

中小企業の定義・申請の上限額

1 中小企業の定義

中小企業者に該当する事業所については、次の基準により確認してください。

業種分類	中小企業基本法の定義
① 製造業、建設業、 運輸業その他 (②③④を除く)	資本金の額又は出資の総額：3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：300人以下の会社及び個人
② 卸売業	資本金の額または出資の総額：1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：100人以下の会社及び個人
③ サービス業	資本金の額または出資の総額：5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：100人以下の会社及び個人
④ 小売業	資本金の額または出資の総額：5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：50人以下の会社及び個人

- ・ 業種分類：総務省所管の日本標準産業分類による
- ・ 別業種に属する複数の事業所を持つ場合：「主たる事業」に該当する業種区分で判断
- ・ 大企業の親会社から一定の出資を受けているなどの「みなし大企業」：上記表の基準を満たせば中小企業に該当

2 申請の上限額（事業所の助成上限額 2,000 万円）

事業所の助成上限額 2,000 万円に関しては、次の点にご注意ください。

(1) 令和8年度に初めて申請する場合

新規雇用フルタイム労働者9名を申請する場合、全員が 225 万円で上限を超過してしまうケース

(2,025 万円) の調整

○＝1人削除して8人で申請

$$225 \text{ 万円} \times 8 \text{ 人} = 1,800 \text{ 万円}$$

×＝任意に支給申請額を 225 万円から 220 万円に変更

$$220 \text{ 万円} \times 9 \text{ 人} = 1,980 \text{ 万円}$$

(2) 令和7年度に初めて支給決定を受け、令和8年度に特例申請する場合

R7：支給決定額 1,345 万円

$$\text{フルタイム} \quad 225 \text{ 万円} \times 5 \text{ 人} = 1,125 \text{ 万円}$$

$$\text{短時間} \quad 110 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 220 \text{ 万円}$$

R8：申請可能額 2,000 万円－1,345 万円 ＝ 655 万円以内